

論文

「反差別国際運動」(IMADR)は如何にして国連NGO資格を取得したか

—国連人権担当官久保田洋の果たした役割を中心に—

勝岡 寛次（明星大学戦後教育史研究センター）

「反差別国際運動」とは何か？

「反差別国際運動」（略称IMADR）¹とは、部落解放同盟（以下、「解放同盟」と略す）²の呼びかけで1988年1月25日に設立された国連人権NGO（非政府組織）である。1993年に、日本に基盤を持つ人権NGOとしては初めて、国連との協議資格（ロースター）を取得（2009年には「特殊協議資格」に昇格）、ジュネーブに海外事務所を構え、国連NGOとしては先駆的な役割を果たしてきた。

本稿は、この「反差別国際運動」の設立経緯、並びに「反差別国際運動」が国連NGO資格を取得するまでの経緯について、歴史的に考察したものである。今日、国連は「左派の牙城」と言われるが、その中でも「反差別国際運動」は《日本の参加団体を取り仕切っているポジション》にいる³、と言われている。「反差別国際運動」と国連との関わりについて歴史的に考察する中で、この団体が如何にして今日のような大きな影響力を国連の中で行使するに至ったのか、という点を中心に考察してみたい。

国連人権担当官久保田洋と部落解放同盟

解放同盟が国連と接触するようになるのは、1976年以降のことである。1966年に国連総会で採択された国際人権規約（自由権規約・社会権規約）が、1976年初頭に相次いで発効したことに刺激を受け、同年秋、ニューヨークの国連日本代表部に赴き、日本も国際人権規約を批准するよう陳情を行ったのが最初である⁴。

翌1977年12月には元国連人権部長シュライバーを日本に招いている他、1980年12月には「国際人権シンポジウム」を開催し、1982年12月には第一回反差別国際会議を開催するなど、部落解放運動の国際化を模索するようになった。しかし、国連との具体的なパイプは未だなかったようで、当時は手探り状態だったと言えよう⁵。

一方、こうした解放同盟の動きとは別に、ジュネーブの国連欧州本部にいた国連人権担当官の久保田洋が1980年代初頭から、日本人に向けて、NGO（非政府組織）を通じての国連人権活動への積極的な参加を呼びかける活動を開始したばかりのところであった。

久保田は次のように言う。（下線引用者、以下同様）

《国連NGOになれば、人権諸会議への出席はもとより、そこでの発言権、書面提出権も認められている。その活動範囲は、思いのほか広いのである。もし国連NGOになれない

としても、他のNGOのうち国連NGOとなっているもののゲスト・スピーカーとして発言させてもらうようなことも認められている。

ところが、現在まで日本からは、そのような経済社会理事会登録のNGOになり国連人権会議に代表を送り国際的な人権保障活動に積極的に参加しようとする民間団体はひとつもない。国連NGOが現在八〇〇弱もありながら、本部が日本にあるものは皆無である。(中略)たとえ未登録NGOであっても、国連に対して人権侵害に関する申し立てを提訴することもできるし、会議場での傍聴も許されるし、ロビイングの余地もある。(中略)ところが、国際会議の場でNGOの働きかけが重要であるということは、日本では、まったくといっていいほど知られていない。(中略)国連が自分達のために何をしてくれるかをただ待つのではなく、自分達が国連を通じて世界のために何ができるかを問う必要がある。》⁶

《本当に有効な通報を将来に向けて継続的に送っていきたいと思う団体は、経済社会理事会登録の国連NGOになり、委員会に代表を送り込むことを考えて欲しい。人権部の実務では、国連NGOからきた通報は、最初にファイルにする時から、用紙の色まで変え、より詳細な要旨を書こうと努力しているようである。もちろん、国連NGOならば、オブザーバーを委員会に送り込めるので(中略)、各代表に影響をある程度与えることもできるであろう。》⁷

《一五〇三手続き〔国連の通報手続き〕が、効果の面から理想的に近い形で働くのは、…むしろ日本のような人権保障水準の比較的高い、人権先進国であるといわれている。それは、国連を始めとする国際的な場での対外的評判を重要視するからであろう。しかしながら、日本から国連に寄せられる通報の数は、海外の人権侵害を申し立てているものを含めても年間数えるほどしかないといわれる。島国育ちの日本人には、国連に申し立てをしようなどとは、思いもよらぬことなのであろうか。》⁸

久保田の具体的な提唱は、国連を通じた部落解放運動の広がりを模索してゐた解放同盟にとって、正に“渡りに船”であったことは想像に難くない。実際、解放同盟は同年8月、ジュネーブの国連欧州本部で開かれた「第二回人種差別と闘う世界会議」に初めて代表団(団長は解放同盟中央本部書記長の小森龍邦)を派遣するが、その際、久保田とも直接会ってアドバイスを受けている。その結果、解放同盟は国連NGOの資格を得ることを考え始めたことが、次の報告からわかる⁹。

《NGO(Non Governmental Organization=非政府機構)については、ロビー外交における各国の代表の助言もあり、国連の人権担当官などからも詳しいことを聞かせてもらって、部落解放同盟も正式にNGOの資格を得て、これに参加させてもらうような手続きをとらねばならないと思った。(中略)

国連はNGOの活動のために、会合を持つと言えばちゃんと会議場も用意してくれるし、NGOの活動を奨励しているばかりか、国連の機能を正常ならしむるために、この非政府機構の活動が国連に影響を持つことを期待していると言っても過言ではないであろう。》

尚、同年8月9日には、上述の世界会議と並行して開催されていた国連人権委員会の差

別防止・少数者保護小委員会（以下、「人権小委員会」と略）の作業部会場で、10分という限られた時間ではあるが、解放同盟の代表（部落解放研究所事務局長の友永健三）が部落問題を訴えている。これが、国連の場で解放同盟が部落問題を正式に訴えた、最初の機会となった¹⁰。

こうして久保田を介して、解放同盟と人権小委員会は次第に結びつきを強めていった。そのことは例えば、同年12月に解放同盟が開催した「世界人権宣言35周年記念集会」（東京・福岡・広島・大阪で開催）に、人権小委員会の次のメンバーを日本に招聘していることから明らかであろう¹¹。

アブ・サイードケ・チョードリ（国連人権小委員会議長）
 ジョージ・モートナー・マーコフ（国連人権センター首席事務官）
 久保田洋（国連人権小委員会事務局次長）

久保田は、この時の講演旅行と大阪でのシンポジウム（12月10日）について、後に次のように回想している¹²。

《筆者のそこでの講演題目は、「国際連合の人権擁護活動と日本の役割」であったが、色々な方々と意見を交換した折の話題の中心は、「市民・民間団体の国際人権擁護活動の将来」、「国連という場を利用して何が、できるか」などといったものであった。（中略）我々の指摘は、その後、大阪の人々の中で「アジア人権センター」の提案として育ってきたと伝えられる。

引き続き、一九八四年五月の筆者の日本への一時帰国の際には、再び大阪では各層の人々と四日間にわたって意見の交換の機会を持つこととなった。その集まりのうちのひとつ、社団法人部落解放研究所の人権部会では「アジア人権センターの設置を考える」という題で講演ができるという幸運に恵まれた。》

久保田のこのような指摘から、解放同盟側は久保田の発言に刺激を受け、「国連という場を利用して何ができるか」を考え始め、また「アジア人権センター」の設立についても構想しつつあったことが判る¹³。その後、解放同盟側の懇望によってであろう、久保田は解放同盟の機関誌『部落解放研究』に、3回にわたって「アジア人権センターの設立を考える」と題した連載を寄稿している¹⁴。

部落解放同盟は当時、日弁連と並んで、国連利用を積極的に考え始めた市民団体の嚆矢であった。そのことについても久保田は次のように、将来を正確に見通すような観測を行っている¹⁵。

《日本弁護士連合会とも、東京・法曹会館において〔1983年〕一二月一二日に、会長を始めとする役員の方々及び人権問題に関わりを持つ方々と意見を交換する機会を得た。そこでは、…特に「国連という場を利用して何ができるか」という問題に、話題の焦点が、絞られたようであった。》

《日本人自らのイニシアチブで、国連の人権関係の会議で民間団体として発言するところ

までこぎつけたのは、一九八三年夏のこの二代表〔日弁連・解放同盟の代表〕が初めてである。これらの状況の展開は、…人権分野の将来への発展の一段階としてみた場合、まさしく国際的人権という舞台への日本の参加を促す道を開くものではないかとも考えられる。》

解放同盟と日弁連が、ほぼ同時に「国連という場を利用して何ができるか」ということを考え始めたのが、この1983年という時期であったことを、図らずも久保田は後世に向って証言する役目を果たした、と言える。

解放同盟は翌1984年8月、今度は上杉佐一郎委員長自身が団長となり、再びジュネーブを訪問し、人権小委員会で部落問題を訴える。久保田はこの時、解放同盟側に次のような助言を与えたと、団員だった友永は回想している¹⁶。

《こうして、二度にわたって、部落解放同盟の代表が、人権小委員会とその作業部会で部落問題を訴えることになったわけであるが、国連人権センター久保田洋人権担当官（1951～1989）などから、自らの問題を訴えるだけでなく、他の差別や人権侵害の問題を訴えることによって、真の人権団体として国際的に評価されること、国連との連携を持った活動を展開するためには、部落解放運動が世界の差別と闘う団体と連携し国際組織を結成し、国連・経済社会理事会との協議資格を得る必要があることなどが助言された。》

「反差別国際運動」が設立されたのは、それから3年半後の1988年1月のことだが、その設立趣意書には「国連の諸活動と連携し、世界人権宣言の具体化、とりわけ全世界から一切の差別を撤廃し、人権を確立することを目的」とすると明記してあることからしても、上記の久保田らの助言に基いて、この組織を立ち上げたことは明らかだろう¹⁷。

尚、付言すれば、久保田が当初考えていた「アジア人権センター」の構想も、「反差別国際運動」の設立へとつながった一つの要因と考えられる。というのは、「反差別国際運動」初代理事長に就任した解放同盟委員長の上杉は、次のように述べているからである¹⁸。

《去年は、アメリカ・ヨーロッパ各国を訪問し、これまで交流・連帯を進めてきた運動団体・個人と、国連NGO登録についてや運動のすすめ方など具体的な意見交換をしてきました。

こうした活動を通して、私自身、アジアにおける人権センターのような国際組織の必要性を強く感じました。そして、日本においては、やはり、部落解放同盟こそがその中核となって、反差別国際連帯の闘いの大きなうねりをつくりあげていく大きな責任があることを痛感したのです。（中略）

「反差別国際運動」は現在、国連NGOの登録の手続きをすすめているところです。（中略）国連の経済社会理事会との協議資格をもつNGOは、およそ七六〇団体ですが、日本に本部をもつものは五団体にすぎず、国際的人権擁護活動はまだまだ低調です。》

特に最後の指摘は、正に久保田が口を酸っぱくして言ってきたことであり¹⁹、将来的には「アジアにおける人権センター」の設立も見据えながら²⁰、「反差別国際運動」の結成に至ったのだと言えよう。久保田は1989年6月、自動車事故により急逝したが、事務局次

長の友永は、追悼文の中で次のように述べている²¹。

《久保田洋氏の協力と助言がなければ、部落解放同盟や部落解放研究所による、今日のような活発な国際連帯活動はなかったといっても過言ではない。(中略)

氏の助言を得るなかで、一九八八年一月に「反差別国際運動」を結成し、いよいよこれから本格的に活動を展開していこうという状況にあって、氏の助言と協力がこれまで以上に求められていただけに、あまりに早い氏の逝去は悔やまれてならない。》

結成当初、「反差別国際運動」の唯一の事務局員だった鈴木美恵子は、久保田の功績について、その後も後進たちに対して、次のように語り継いでいた²²。

《久保田さんは反差別国際運動の生みの親というか、久保田さんがいなかったからたぶんできていなかったか、もっと別なかたちになっていたか、あるいはもっと遅れていただろうと思います。というのは、日本のなかのマイノリティの人たちが、八三年ぐらいから、ジュネーブの人権小委員会などに行くようになるのですけれども、そのころから久保田さんがジュネーブにくる人たちにいろいろアドバイスを与えたりしていたわけです。

その経緯のなかで、日本にも本部をもつような国際的なNGOが出てもいいのではないかという話がずっとされていて、それを受けるようなかたちで反差別国際運動ができたんです。》

「反差別国際運動」にとって、久保田は正しく「生みの親」であったと言える。

「反差別国際運動」の結成と、その組織

ここでは、1988年1月に結成された「反差別国際運動」の沿革や、組織の特色などについて、一通り考察しておきたい。最初に、「反差別国際運動」の設立趣意書から引用しておく²³。

《一九二二年三月三日に結成された全国水平社以来、六十数年に及ぶ差別撤廃運動の伝統を持つ部落解放運動は、そのための取り組みを積極的に展開してきた。

戦前におけるドイツのユダヤ人迫害に対する抗議行動、戦後におけるインドの被差別民衆や人種差別を求める世界会議への参加、そして近年では、国連の提起する差別撤廃と人権確立にむけた活動へ積極的に参加してきている。

とりわけ、一九八〇年には国際人権シンポジウム、一九八二年には第一回反差別国際会議、一九八四年以降は毎年十二月に世界人権宣言の精神の具体化を求めた集会を開催しているし、一九八三年には第二回人種差別と闘う世界会議に参加している。

これら一連の取り組みの中で、日本の国内はもとより、全世界で差別撤廃と人権確立を求めている諸団体や諸個人との連携が深められてきた。

そこで、今日、国連の諸活動と連携し、世界人権宣言の精神の具体化、とりわけ全世界から一切の差別を撤廃し、人権を確立することを目的とした、「反差別国際運動」を結成

するものである。》

「反差別国際運動」結成に至った経緯を説明しているが、専ら解放同盟の歴史を述べ、その歴史の上に「反差別国際運動」を位置づけている。「反差別国際運動」は、解放同盟が主体となって設立した組織であることを想えば、このことは当然の帰結と言えるかもしれないが、実はここには重大な歴史の欠落がある。第一次世界大戦後の1919年に、当時の日本政府が世界で初めて国際連盟に「人種的差別撤廃提案」を提出し、否決された歴史は、完全に無視されているのだ²⁴。

これは、久保田が「反差別国際運動」に寄せた期待とは、微妙に異なるものであったかもしれない。というのは、久保田は戦前の日本政府が人種差別禁止を提案した、世界初のランナーだった歴史（それは「反差別国際運動」が自らの歴史の起点とする全国水平社結成（1922）より、更に以前のことである）をきちんと踏まえた上で、「反差別国際運動に期待する」旨の次のような文章を、生前に公表していたからである²⁵。

《第一次世界大戦後、国際連盟が作られた時、日本の代表は人種差別を禁止する規定を連盟規約の中に入れるべく提案をしたが、人権問題はそれぞれの国が扱う問題として、連盟は扱うべきではないと決定されたことがあった。（中略）

重要なことは、戦後、それまで列強の植民地であったアフリカ、アジア、中南米の諸国が独立をかちとり、加わってきたことと並行して、民族自決権とともに人種その他による差別の撤廃が強く主張されるようになった点である。（中略）いわば、昔、日本がしようとした事を彼らが代って、闘い取ろうとしているとも言えるかもしれない。（中略）

その昔、日本人が、その時の列強に対して、一国で、非差別の原則の確立を主張した伝統をよびおこし、経済貿易黒字国であるだけでなく、人権黒字国として、世界の新しい歴史作りにいささかでも貢献することを祈るものである。》

上記のこととも関連するが、「反差別国際運動」の歴史認識は、その組織的母体である部落解放同盟同様、戦前の日本は東南アジアを「侵略」したという侵略戦争史観に立脚していた。このことは、例えば理事長の上杉（部落解放同盟中央執行委員長）が、「反差別国際運動」設立総会で次のように挨拶していることから明らかだ²⁶。

《日本が、かつて、差別と人権無視の強烈な民族優越思想にもとづいて、中国や韓国・朝鮮をはじめ東南アジア諸国を侵略していった歴史的悲劇を深く反省したとりくみにするためにも、「反差別国際運動」の本部を日本におくということは、有意義であろうと思うのであります。

いずれにいたしましても、私どもが、本日結成しようとしている「反差別国際運動」は、国連の人権擁護活動と密接に連動しながら、第一に、反差別の世界的な連帯をつくりだすための努力をし、第二に、人権擁護体制が遅れているアジアに立脚しながら、アジア地域における差別撤廃と人権確立を推進する母体となり、第三に、日本に存在する反差別団体・人権擁護団体の情報センター的役割を担っていこうとするものであります。》

次に、「反差別国際運動」結成時の役員と事務局の陣容を見ておきたい²⁷。
役員は、以下の通りである。(下線は解放同盟関係者)

理事長	<u>上杉佐一郎</u> (日本、部落解放同盟中央本部中央執行委員長)
副理事長	ミリアム・シュライバー (ベルギー、法律家)
理事	リム・スンマン (アメリカ、パターソン大学教授)
	ロジャー・ヨシノ (アメリカ、アリゾナ大学教授)
	アルベール・レヴィー (MRAP事務局長)
	ロマニ・ローゼ (西ドイツ、ロマ・シンティ中央委員会委員長)
	フレディー・ドラミニ (南アフリカ、ANC国際部長)
	<u>小森龍邦</u> (日本、部落解放同盟中央本部書記長)
	野村義一 (日本、北海道ウタリ協会理事長)
	久保田真苗 (婦人運動家・参議院議員)
	西岡務 (日本、全国障害者解放運動連絡会議事務局長)
	<u>村越末男</u> (日本、社団法人部落解放研究所理事長)
	李仁夏 (韓国、民族差別と闘う全国連絡協議会代表)
監事	<u>上田卓三</u> (日本、部落解放同盟中央本部副委員長・衆議院議員)
	金東勳 (韓国、龍谷大学教授)
事務局長	<u>村越末男</u> (日本、社団法人部落解放研究所理事長)
事務局次長	カトリーヌ・カドゥー (フランス、婦人運動家・日本研究者)
	マーチン・カネコ (オーストリア、ウィーン大学講師)
	<u>友永健三</u> (日本、社団法人部落解放研究所事務局長)
	<u>谷元昭信</u> (日本、部落解放同盟中央本部事務次長)
事務局員	鈴木美恵子 (日本)

この役員体制を見ると、理事長と監事を解放同盟の正副委員長が占め、理事2名と事務局長も解放同盟の書記長とその研究部門である部落解放研究所理事長で占め、事務局次長にも部落解放研究所事務局長と解放同盟の事務次長が、それぞれ就任している。副理事長1名や理事5名、事務局次長2名は外国人が占めるが、主要な役員人事は解放同盟で独占しており、「体裁は国際組織だが、実態は「解同」を中核とする人事構成になっており、事務所だけでなく、財政も「解同」に全面的に依存している」²⁸、「実態的には解同主導というより、解同そのものというくらいに、解同の色彩の強い団体、解同国際部だといってよいくらいだ」²⁹という批判は当たっている、と言わざるを得まい。

反差別国際運動の「国連NGO」登録活動と、全解連の妨害活動をめぐって

解放同盟は「反差別国際運動」の正式な旗揚げ直後の1988年5月、国連NGO委員会に申請書を提出し、「国連NGO」の登録を目指したが(2年に一度、国連NGO委員会が審査して合否を決める)、解放同盟と敵対していた共産党系の全国部落解放運動連合会(全解連)³⁰は、その登録を阻止すべく、直接国連に赴いて激しい反対運動を繰り広げた。

その結果、「反差別国際運動」による国連NGOへの登録は、1989年の第一回審査でも、1991年の第二回審査でも「継続審査」となって登録を見送られ、「反差別国際運動」側は苦杯を舐めている。ここでは、両者の攻防を中心に、国連の地で繰り広げられた虚々実々の駆け引きについて、両者の言い分に公平に耳を傾けながら、出来るだけ史実に即して明らかにしたい。

まずは1989年1月に行われた第一回審査について、「反差別国際運動」事務局次長の友永健三は次のように報告している³¹。

《のべ十四名もの委員やオブザーバーによって活発な質問が出された。その主な内容は、①南アフリカにおけるアパルトヘイトとの関係、②日本に比重がかたよりすぎていて国際的広がりが弱い、③結成されてわずか一年と歴史が浅い、④アジアにおける差別撤廃と人権確立にむけた具体的方向、⑤「反差別国際運動」と部落解放同盟との関係についてなどの諸点であった。(中略)

キューバの委員から「反差別国際運動」が創立されて間もないので一九九一年の次期委員会まで継続審議としてはどうかとの提案があり、ギリシャの委員からしばらく決定を延期するようにとの提案が出され、この日〔一月二十五日〕の審議は打ち切られた。

その後、ギリシャの委員と「反差別国際運動」の申請団との間で活発な話し合いがおこなわれ、ギリシャの委員から…一九九一年まで継続審議とするが、次期委員会では国連登録NGOとしてむかえ入れるよう他の委員にも要請する発言をし、できればこれを記録にとどめるように努力しようとの提案がなされた。

以上のような審議とその後の経過をふまえて、一月三十一日に開かれたNGO委員会で、「反差別国際運動」から出されていた申請は、一九九一年に開催される次期委員会に継続審議とすることが決定されたのである。》

同じ報告の中で友永は、全解連側の妨害活動についても次のように述べている³²。

《日共＝「全解連」系の団体は、二度にわたって代表団をニューヨークなどへ派遣し、「反差別国際運動」の国連登録NGO申請を拒否することを求める活動をしつように展開したが、「反差別国際運動」からの申請が前向きに継続審議となったことによって、これは失敗したといわねばならない。

…NGO委員の中には「自分たちも国際活動をするので国連登録NGOとして認めてほしいというのならば会って話も聞かすが、ある団体をNGOとして認めてほしくないといった要請には会う必要もないので会わなかった」とか、「日本から高い経費を出して反対のためにだけ代表を送ってくるとはあきれたものだ」などと率直な感想をもらす委員もおられ、かれらの活動がひんしゅくを買っていたことも紹介しておこう。》

だが、全解連側はこう反論している³³。

《私たちは、説明や質問への回答を通じて、彼らに①「反差別国際運動」の主体である「解同」が暴力主義団体である事実、②「解同」の運動資金、したがって「反差別国際運

動」の財源の多くが自治体の補助金でまかなわれている事実を少なからず理解してもらうことが出来た。(中略)多くの担当者は「解同」が暴力的「確認・糾弾」を今後も続けていくと公言してはばからないことに驚き、幾人かは「きびしく審査しなければ」と言明した。(中略)各国代表部とも、暴力主義に反対の態度を示し、財政自立の必要性を強調した。この点ではみな一致していた。》³⁴

《第二次代表団は一月二十五日、「反差別国際運動」が国連NGOとして登録認可されないとの確信を得て、二十八日帰国の途に着いた。》

両者の見解は真向から対立しているが、結果から見れば「反差別国際運動」の国連NGO登録は(継続審議になったとはいえ)事実上阻止されたわけだから、全解連側の妨害活動は功を奏したと言わざるを得まい。少なくともNGO委員会に「二の足」を踏ませたことは確か³⁵、それが継続審議になった理由と言えるだろう。

これに対する「反差別」側の巻き返しは、まず役員体制を刷新することから始まっている。1990年3月にタイのバンコク市で開催された第二回総会で、新役員は次のように刷新された³⁶。(ゴチックは新設・新任)

名誉理事長	上杉佐一郎(日本・部落解放同盟中央執行委員長、前理事長)
理事長	ミリアム・シュライバー(ベルギー・法律家、前副理事長)
副理事長	フレディー・ドラミニ(南アフリカ・ANC(アフリカ民族会議)教宣局長)
理事	リム・スンマン(アメリカ・パターソン大学教授、留任)
	ロジャー・ヨシノ(アメリカ・アリゾナ大学教授、留任)
	ジャック・シュバス(フランス・MRAP(人種差別反対・諸国民友好促進運動)会長、交替)
	ロマニ・ローゼ(西ドイツ・シンティ・ロマ中央委員会議長、留任)
	マリオ・ホルヘ・ユーツイス(アルゼンチン・人権問題専門家)
	小森龍邦(日本・部落解放同盟書記長、留任)
	野村義一(日本・北海道ウタリ協会理事長、留任)
	久保田真苗(日本・参議院議員、留任)
	西岡務(日本・全国障害者解放運動連絡会議全国副代表幹事、留任)
	村越末男(日本・部落解放研究所理事長、留任)
	李仁夏(韓国・民族差別と闘う連絡協議会代表、留任)
	武者小路公秀(日本・明治学院大学教授)
監事	上田卓三(日本・部落解放同盟中央副執行委員長・衆議院議員、留任)
	金東勲(韓国・龍谷大学教授、留任)
事務局長	武者小路公秀(日本・明治学院大学教授)
事務局次長	カトリーヌ・カドウ(フランス・日本研究者、留任)
	金子マーチン(オーストリア・ウィーン大学講師、留任)
	友永健三(日本・部落解放研究所事務局長、留任)
	谷元昭信(日本・部落解放同盟中央本部事務次長、留任)

この人事の最大の特長は、正副理事長に外国人(前副理事長のベルギー人法律家と南

アフリカの人種差別反対運動家)を据え、組織の^{そとづら}外面を国際色豊かにしたこと、また事務局長に前国連大学副学長の武者小路公秀を起用し(理事兼任)、「反差別国際運動」の解放同盟色を薄めようとしたことだろう。しかし、前理事長の解放同盟委員長の上杉は名誉理事長となり、新任の事務局長も解放同盟側の二人の事務局長・事務次長によってしっかりと支える体制を取り、要職は従前通り解放同盟側で固めている人事の構造には、何ら変りがないと判断できる。特に注目すべき人事は、理事に国連人種差別撤廃委員会のマリオ・ホルヘ・ユーツィス委員を新たに理事に加えたことだろう³⁷。これは国連NGO登録を見据え、また人種差別撤廃条約の早期批准を見据えて、国連人種差別撤廃委員会を取り込もうとした人事の一環と判断できる。

しかしながら、国連NGOへの登録を見据えたこうした役員人事の刷新にも拘らず、反差別国際運動は翌1991年1月に行はれた二回目の国連NGO委員会の審査においても、国連NGOとなることは出来ず、再び継続審議となった。全解連側は今回も前回同様の妨害工作を行ったが、今度は全解連側の報告から見ておきたい³⁸。

《国連の『プレス・リリース』(『日報』)によると、「暴力行為を批判し、申請を却下せよという手紙を受取っている」(コスタリカ)、「こんなに反対されている団体は他にない」(スーダン)などの暴力主義に対する批判や「財源はどうなっているか」(ギリシャ・フィリピン)などの疑問が出された。

これに対して「反差別国際運動」代表(アルゼンチン)は、…それは日本国内の問題だと答えたが、暴力主義をとってきたことは否定できなかった。また財政問題については、資金の大部分が日本から来ていること、すなわち解同がスポンサーであることを認めざるを得なかった。(中略)

そして会期終盤の一月三〇日午前の会議で…申請についての議決を一九九三年に「延期」(英文ではdefer。これは事実上、却下を意味すると解すべきものである)と決定した。》

全解連側の妨害工作が、国連NGO委員会側にかなり浸透していることが窺えるが、彼らはこうも報告していた³⁹。NGOの協議資格に三種類あることについての説明である。

《もう一点あげると、国連NGOとして①カテゴリーⅠ、②カテゴリーⅡ、③ロスター(名簿、登録簿の意)の三つがあり、それぞれ協議上の権利が異なっている。(例えば、カテゴリーⅠ及びⅡのNGOは経済社会理事会とその下部機関にオブザーバーとして出席できるが、ロスターはそのNGOの専門分野の問題が扱われる時にのみオブザーバー出席できる。あるいはカテゴリーⅠの場合のみ経済社会理事会に議題を提案できる、といった具合である。)「反差別国際運動」は、八九年にはカテゴリーⅡで申請したが、今回はランクを下げて三番目のロスターに申請した。それにも拘わらず申請が認められなかったということである。

これを…受験にたとえていうなら、二浪はいやだから、ランクを下げて合格確実というところを受けてみたが、またも不合格、ということになるのか。》⁴⁰

これに対して、反差別側はどう言っているかという、次の通りである⁴¹。

《今回の継続申請に際しても、「全解連」などが、二度にわたり、NGO委員国などにたいして、IMADRの国連NGO登録を妨害するための悪質な妨害活動をおこなった。(中略)

…執ような妨害活動が繰り返られるなかで、若干のNGO委員国よりIMADRにたいして明確な反論を加えた方がよいとの助言がなされ、一月二十一日の委員会でもその点の指摘があった。(中略)

IMADRと部落解放同盟による明確な反論の結果、キプロスやブルガリア、アイルランドなど多数の国の理解が深まり、「全解連」などが目標としていた申請拒否の決定はしりぞけられ、好意的な内容でもって九三年一月開催予定のNGO委員会まで継続審議となったのである。

なお、少なからざるNGO委員国が、みずからは積極的な国際活動をするのでなく、IMADRの国連NGO登録申請に反対するためだけに、巨額の資金を費している「全解連」に、あきれ果てていたことをつけ加えておこう。》

ここでも両者の見解は真向から対立しているが、「延期」(defer)を「これは事実上、却下を意味する」とした全解連側の解釈は、希望的観測からきた勇み足だろう。何故なら、後述する通り、2年後の審議では「反差別国際運動」の国連NGO登録が認められており、審議「拒否」でなく「継続審議」だったことは、事実が証明しているからである。

この点に関して、反差別側は以下のように説明している⁴²。

《国連NGO委員会は「コンセンサス」という方式をとっており、〔国連NGO委員会を構成する〕一九カ国の委員国がすべて合意しないと決定にはなりません。また、委員会の決定には「承認」「拒否」「継続」の三種類があります。全解連や赤旗は今回の決定をあたかも「拒否」されたかのように伝えていますが、これは事実ではありません》

ただ、全解連側の「悪質な妨害活動」により、二度も苦杯を舐めた形の反差別側としては、何らかの根本的な対応策を迫られたことは確かである。その結果、国連NGO委員会の開かれた会期中にニューヨークで開かれた第4回理事会では、一つの重要な決定が下された。それは、国連欧州本部及び国連人権センターが置かれており、国連人権活動の中心地であるジュネーブに、IMADRの事務所を置くという決定であった。

ジュネーブ事務所の設置と国連NGO資格の取得

「反差別国際運動」がジュネーブに事務所を置く決定をしたことについて、事務局次長の友永は次のように言う⁴³。

《国連人権センターの所在地であるジュネーブにIMADRの事務所を開設することは、国際的な人権の動向を系統的に把握することに役立つだけでなく、IMADRとして積極的な国際的貢献をすることにも役立つという意味で重要な意義がある取り組みといえよう。》

また、反差別側は二回目の登録にも失敗した時点で、「今回継続審議になった理由」として、次の三点を挙げている⁴⁴。

- ・ 認可基準が厳しくなり、設立後4年以上経っていること（IMADRは3年）が求められた。
- ・ 三地域ぐらいに事務所を持っていること（IMADRは東京のみ）。
- ・ 財源の90%を日本に依存していること。

理由の一つとして「三地域ぐらいに事務所を持っていること」が挙げられていることから、ジュネーブに反差別国際運動の事務所を開設することは喫緊の必要性があったことが判る⁴⁵。こうして1991年10月、ジュネーブ事務所は開設され、レベッカ・マーティンソンが常駐することになった⁴⁶。

その他に、反差別国際運動は1990年5月に日本委員会を、92年4月にはアルゼンチン・ブエノスアイレスにラテンアメリカ委員会を、92年9月にはアメリカ委員会を設立し、国際的な「手足」を持つと共に、92年11月に開催された第三回総会で、理事に以下のメンバーを新たに加えた⁴⁷。

理事 チャンドラー・ムザファー（マレーシア・人権活動家）
ニマルカ・フェルナンド（スリランカ・弁護士／女性人権問題専門家）
テオ・ファン・ボーベン（オランダ・国連人種差別撤廃委員会委員）
ロドルフォ・スターベンハーゲン（メキシコ・メキシコ大学大学院教授）

こうした着実な努力が実を結んで、翌1993年3月、反差別国際運動は遂に待望の国連NGOとしての協議資格（ロースター資格）を得ることに成功した。成功の要因として、結成当初から東京事務局の専従であった鈴木美恵子は、次のように報告している⁴⁸。

《今回ようやく資格が承認されたが、その理由としては、この間、反差別国際運動の国際的な活動が充実してきたこと、また、さまざまな国から著名な人権問題専門家・活動家を含む多くの人びとが参加していることが評価されたこと、…さらに、アジア・太平洋に本部をおくNGOで資格をもつ団体が極めて少数であること（国連NGOの圧倒的多数は欧米に本部をもつ）も積極的支持を生んだ。》

尚、全解連側はこれに反対する「声明」を出し、その中で次のように述べている⁴⁹。

《一、全解連・国民融合全国会議・部落問題研究所の三団体・研究機関で組織する国際問題合同委員会は、…英字紙「日本人権情報」の発行を中心に、さまざまな国際活動を行い、「解同」によるIMADR（反差別国際運動）の仮面をかぶっての国際的策動に対し、機敏な対応を展開してきた。（中略）

一、…国際問題合同委員会は、IMADRを認可した国連NGO委員会の決定に対して、極

めて遺憾であることを表明する。しかし、今回の国連NGO委員会での審議でも、コスタリカやリビアなどの代表が指摘したように、…今回の認可に際しても「解同」の暴力問題は、日本国内で解決されるべきであると注文がつけられ、「解同」は暴力主義路線を社会的に改めることが求められている。

一、今回IMADRが認可された原因には、IMADRの実態を覆い隠すために、徹底した「解同」隠しと国際的著名人を組織の前面に出した粉飾作戦がある。》

全解連は前2回と同様、今回も《「解同」によるIMADR（反差別国際運動）の仮面をかぶっての国際的策動に対し、機敏な対応を展開し》たのかどうか、判然としないが、この声明はどこことなく調子が弱々しく、全解連側の事実上の「敗北宣言」と言ってよいだろう。この声明の中でも《今回IMADRが認可された原因》として、《徹底した「解同」隠しと国際的著名人を組織の前面に出した粉飾作戦》を全解連側が挙げているように、「反差別国際運動」に《さまざまな国から著名な人権問題専門家・活動家を含む多くの人びとが参加していることが評価された》ことは、間違いない。

尚、「反差別国際運動」が国連NGO資格を取得して2年後の1995年11月にニューヨークで開催された第四回総会では、新理事長としてニマルカ・フェルナンド（スリランカ、前理事）を選出すると共に、ジュネーブ事務所の強化が議題になった。具体的には、《ジュネーブ事務所の活動が重要になりつつあるのに、スタッフの体制など事務所機能が不十分ではないか》、《情報の集約の重要なポイントとなるジュネーブ事務所には専門的な知識を持つ専任者が必要であり、現在のジュネーブ事務所では難しい》となどの意見が出され、結論として《ジュネーブ事務所の強化およびIMADRと地域組織の連携強化を図るために、拡大事務所会議（春／秋）と事務局会議（適宜）を行う》こと、また《各地域の草の根団体の活動家をジュネーブ事務所に受け入れ、国連機関を有効に活用するための訓練を行う》ことなどが決定された⁵⁰。ジュネーブ事務所の強化・てこ入れが、反差別国際運動にとって共通の課題として認識されていたことが判る。

この時に決定された新たな役員名簿は、以下の通りである⁵¹。（ゴチックは新任）

名誉理事長	上杉佐一郎（日本・部落解放同盟中央執行委員長、留任） ミリアム・シュライバー（ベルギー・法律家、前理事長）
理事長	ニマルカ・フェルナンド（スリランカ・弁護士、前理事）
副理事長	リム・スンマン（アメリカ・パティソン大学教授、前理事） ジャック・シュバス（フランス・MRAP会長）
理事	マリオ・ホルヘ・ユーティス（アルゼンチン・国連人種差別撤廃委員） ロマニ・ローゼ（ドイツ・スィンティ・ロマ中央委員会議長、留任） 上田卓三（日本・部落解放同盟中央本部書記長、前監事） 野村義一（日本・北海道ウタリ協会理事長、留任） 久保田真苗（日本・前参議院議員、留任） 平井誠一（日本・全国障害者解放運動連絡会議全国代表幹事、交替） 村松末男（日本・部落解放研究所理事長） 除正萬（韓国／日本・在日コリアン人権協会代表）

	武者小路公秀（日本・明治学院大学教授、留任）
	ロドルフォ・スターベンハーゲン（メキシコ・メキシコ大学院大学教授、留任）
	テオ・ファン・ボーヴェン（オランダ・国連人種差別撤廃委員会委員、留任）
	トーニャ・ゴネラ・フリッシュナー（アメリカ・アメリカン・インディアン法律連合代表）
監事	松本龍（日本・部落解放同盟中央執行委員）
	金東勲（韓国／日本・アジア・太平洋人権情報センター所長、留任）
事務局長	武者小路公秀（日本・明治学院大学教授、留任）
事務局次長	カトリーヌ・カドウ（フランス・日本研究者、留任）
	金子マーチン（オーストリア／日本・日本女子大学助教授、留任）
	<u>友永健三（日本・部落解放研究所所長、留任）</u>
	<u>谷元昭信（日本・部落解放同盟中央本部初期次長、留任）</u>
	藤岡美恵子（日本・反差別国際運動国際事務局）
事務局員	ゲール・リンチ（アメリカ／日本）
	レベッカ・マーテンスン（アメリカ／スイス）

以上、前述の90年3月段階の役員と比較すると、名誉理事長が1人から2人に増え、副理事長は1人から3人に増え、理事は12人から13人に増え、事務局次長は4人から5人に増え、事務局員も1人から2人に増えている。尚、事務局員については上記の表には記されていないが、「東京事務所フルタイム三人、ジュネーブ事務所フルタイム一人」となり⁵²、大幅に拡充されている。

反差別国際運動発足から10周年を迎えた1998年段階で、解放同盟はこれまでの運動を次のように総括していた⁵³。

《なんといっても最大の成果は、一九九三年三月に国連のNGO委員会において、IMADRが国連の経済社会理事会（ECOSOC）の協議資格を与えられたことだろう。…この資格をもっている非政府団体（NGO）は国連の各種委員会（たとえば人権委員会や人種差別撤廃委員会）において文書を提出したり発言できる。

実は、国連協議資格をもつ国際NGOは多いが、その中で差別問題を扱い、かつ日本に本部のある団体はIMADRくらいである。それだけに、IMADRの注目度は高まった。

IMADRは、この権利を使って九三年以来、国内外のさまざまな差別問題を国連の場に提起してきた。…部落問題はもちろん、在日韓国・朝鮮人やアイヌ、沖縄の人々の抱える問題を継続的にとりあげた。

また、IMADRはこの資格を取得するのに先だって、九一年三月に人権関係の国連本部があるジュネーブにスタッフを常駐させた。これも日本の反差別団体が国連に関心を向けるのに役立った。

いまや、日本から人権運動関係者がジュネーブに行けば、IMADRの事務所を訪れるというのは日常的な光景である。》

日本の人権運動関係者にとって、「反差別国際運動」のジュネーブ事務所が、国連へのロビー活動を展開する上で、次第に「メッカ」になりつつあったことが垣間見える報告で

ある。IMADRが国連NGOの資格を得たことと、ジュネーブに常設の事務所を置いたことは、日本のNGO団体と国連の結びつきを強める上で、極めて大きな意義を有したと言える。

おわりに 「反差別国際運動」が久保田から継承しなかったこと

以上、1980年代に活躍した国連人権担当官久保田洋の経歴により、「反差別国際運動」が1988年に結成されたこと、二度に及ぶ全解連の執拗な妨害活動を乗り越えて、1993年に国連NGOの協議資格を取得したことを中心に述べてきた。

1989年1月、「反差別国際運動」が国連NGO取得を要請した最初のチャレンジで失敗した時、久保田は幾つかのアドバイスを与えている。久保田は同年6月、自動車事故で急逝したため、これが彼の最後の助言になったと思われるが、久保田は遺著の中で「筆者なりのNGO感」を披瀝する形で、次のような助言を認めている⁵⁴。(抜粋)

《NGO委員会と各国代表団への働きかけは、二年間かけての継続的ロビイングをすべきである。ロビイングは、陳情活動とは異なる。必要な時だけでは、意味をなさない。一人ひとりと人間関係を作り、難しい点があったら、逆にアドバイスをしてくれるくらいに親しくなることが理想といえよう。》

《NGO委員会および各国代表に強い人々を理事、アドバイザーに据えて、支持層を厚くする。》

《現実問題として、少なくとも、機構事務局を置く国の政府の支持・応援を得ることが重要である。たとえば、アムネスティなどでも、会員やそれぞれの支部は、自国の人権侵害状況は原則として取り上げない方針を立てている。(中略) ともかく、日本政府の代表団と一般的協調関係を保つことは重要である。》

《アメリカのインディアンたち、先住民の諸グループでも、右から左までいろいろな勢力がそれぞれ国連NGO協議資格を取っている。意見が違っていても、同じ事柄を扱うNGOは、よりよきライバルとして、中身で競争すべきである」と考える。…その点で、先の経過「全解連の妨害活動により、NGO資格を取るのに失敗したことを指す」は、あまり人権的ではなかったのではないか。誰が得をしたのだろうか。》

上記アドバイスの最初の二点（国連への継続的ロビー活動と組織的強化）は、既に見た経過から見て、「反差別国際運動」が久保田の助言を受け入れ、実践した分野と言えるだろう。

特に、1995年の役員人事（前掲）を見ると、国連人種差別撤廃委員会の委員を2名、役員として抱えており（副理事長にマリオ・ホルヘ・ユーティス、理事にテオ・ファン・ボーヴェン）、強力な布陣を布いていることが判る。また、1996年から11年間、ジュネーブ事務所にいた専従職員（事務局次長）田中敦子（田中フォックス敦子）の存在は、NGO委員会及び各国代表団への「継続的ロビイング」を可能にした、という意味で大きかった⁵⁵。その意味で、久保田のアドバイスは確かに奏功した。

だが、アドバイスの後の二点（日本政府と良好な協調関係を保つこと、競合団体とは左

右のイデオロギーを問わず「よりよきライバルとして、中身で競争すべき」こと）は「反差別国際運動」にとっては、決して呑めないアドバイスだったと思われる。

第一に、アムネスティ・インターナショナルなどのように《自国の人権侵害状況は原則として取り上げない方針を立て》たり、《日本政府の代表団と一般的協調関係を保つ》ことは、「反差別国際運動」には土台無理な注文であったと考えられる。彼らはそもそも「自国の人権侵害状況」を国連に認めさせ、国連という権威を利用して日本政府に圧力を掛けることが目的で「反差別国際運動」を立ち上げたのだったし、《自国の人権侵害状況は原則として取り上げない》などということは、彼らにとっては自己否定にも等しい所業だったからである。また、彼らは前述した通り、日本政府とは歴史認識をそもそも異にしており⁵⁶、《日本政府の代表団と一般的協調関係を保つ》ことは困難な状況にあった⁵⁷。

第二に、《意見が違っていても、同じ事柄を扱うNGOは、よりよきライバルとして、中身で競争すべきである》という久保田のアドバイスは、奏功することはなかった。「反差別国際運動」が国連NGO資格を取得する際の、全解連とのバトルは既に見た通りだが、《先の経過は、あまり人権的ではなかったのではないか。誰が得をしたのだろうか》と久保田も嘆いた通り、意見を異にする者への組織的寛容からは遠い出来事であった。

久保田は《アメリカのインディアンたち、先住民の諸グループでも、右から左までいろいろな勢力がそれぞれ国連NGO協議資格を取っている》として、それぞれのNGOのイデオロギーの相違にはこだわらない、寛容な姿勢を示したが、冒頭に紹介したように、「反差別国際運動」は現在、《現地で日本の市民団体の動きを取り仕切っているリーダー格》のような存在となり、右派のNGOに対しては会議にも参加させずに一方的に締め出すという、極めて排他的な姿勢を取っている。

とはいえ、国連と彼らの関係は、30年という年月をかけて、営々として築かれてきたものである。彼らは30年かけて今日の運動形態を模索し、国連を最大限利用してきたのである⁵⁸。とするならば、保守派のNGOがそれと同じことをやろうと思えば、やはりこれと同じ位の年月はかかる、と見なければなるまい。

彼らは1988年、今から30年も前に久保田のアドバイスにより、このことに着手したのである。「反差別国際運動」(IMADR)の運動は「他山の石」であり、久保田の助言に学んだこと・学ばなかったことも含めて、我々がそこから学ぶべきことは多々あると思われる。

註

- 1 「反差別国際運動」の正式英語名は、“The International Movement against All forms of Discrimination and Racism”で、IMADRはその頭文字を取ったもの。尚、「反差別国際運動」は団体名を示す固有名詞だが、普通名詞と紛らわしいので、本稿では原則として「反差別国際運動」と鍵括弧付きで表記する。IMADRと略記する場合もある。
- 2 部落解放同盟は、戦前の全国水平社（1922結成）の流れを汲む同和団体の一つ。1946年結成の部落解放全国委員会を、1955年に部落解放同盟と改称した。初代委員長松本治一郎が社会党から立候補して参院議員になったこともあり、元々社会党の影響力が強かったが、1970年に共産党系の同盟員が解放同盟を脱退し、「部落解放同盟正常化全国連絡会議」（「正常化連」）を経て、1976年に「全国部落解放運動連合会」（「全解連」）を結成、その後も社会党系の解放同盟と共産党系の全解連は、激しい敵対関係にあった。
- 3 藤岡信勝編『国連が世界に広めた「慰安婦＝性奴隷」の嘘』自由社、2016年、219-220頁。座談会の中で、次のような問答が交されている。
 《細谷 …現地で日本の市民団体の動きを取り仕切っているリーダー格の団体に話が通っていないということで、会議から締め出されてしまいました。
 山本 …「今回の委員会をコーディネートする日本のNGOの代表とやりとりしてください」と言われて連絡してみると、部落解放同盟なのですね。そこが日本側の参加団体を取りまとめています。彼らは「反差別国際運動」という国連の正式なNGOとして登録しています。ジュネーブにも駐在所を置いていて、日本の参加団体を取り仕切っているポジションについています。》
- 4 この時、国連日本代表部の担当官は、「日本人には明治維新以来、悪い癖がついた。国の恥を世界にさらし、外国の勢力を利用して政府を転覆せんとする不逞の輩がいる。」と怒り出し、陳情した村越末男は「這う這うの体でニューヨークから逃げ帰った」という。（村越末男『国際人権規約と日本の差別』、『部落解放研究』28、1982年1月、6-7頁。『村越末男著作集』第四巻「反差別国際運動」、1996年11月、202-203頁）
- 5 部落解放研究所（現部落解放・人権研究所）事務局次長（当時）の友永健三は、国際人権シンポジウム後に「今後の課題」として、《今回のシンポジウムで明らかにされた諸点を、国連、とくに人権部に訴えていくことが必要である。今回の企画には、残念ながら、国連からの参加はえられなかったが、…今後とも粘り強く連携をとって、部落問題を、国連がとりあげる課題にしていくことが必要である》と述べている。（友永健三「国際人権シンポジウムの経過と課題」、『部落解放』163、1981年3月、108頁）
- 6 久保田洋「国連の人権保障活動におけるNGOの役割」、『国連』62(2)、1983年3月、27頁。
- 7 久保田洋「人権侵害に関する国連への申し立て（通報）―国連実務からみた効果的な提訴方法」、『法律時報』55巻5号、1983年5月、84頁。
- 8 同上。
- 9 小森龍邦「第二回人種差別と闘う世界会議のこと」、『部落解放』204、1983年11月、20頁。
- 10 友永健三「「第二回人種差別と闘う世界会議」と人種差別撤廃条約」、同上、28頁。
- 11 資料4「部落解放同盟を中心とする国際連帯の主なとりくみ（一九七七～八八年）」、武者小路公秀・鈴木美恵子・友永健三『国連と人権NGO―反差別国際運動とは？』人権ブックレット46、解放出版社、1994年、72頁。
- 12 久保田洋「アジア人権センターの設立を考える（1）―二一世紀の大阪に向けて」、『部落解放研究』42、1984年12月、1-2頁。
- 13 解放同盟側は、「国連人権センターからの三人のゲスト」が日本に寄せた「期待」として、《世界的な人権擁護の促進のために、アジア人権センターの設置に代表される具体的な貢献が求められている》とし、今後の課題として《ここ数年来活発に築きあげられてきた反差別国際連帯活動を強化し、全世界の被差別民衆との連帯を深めていく必要がある》、《国連人権センターとの連携をいっそう強化するとともに、国連登録NGOをめざして調査研究にとりくむことも求められている》としている。（友永健三「世界人権宣言三十五周年を記念したとりくみと今後の課題」、『部落解放』211、1984年3月、67、69頁）

- 14 久保田洋「アジア人権センターの設立を考える(1)―二一世紀の大阪に向けて」、『部落解放研究』42、1984年12月。久保田洋「アジア人権センターの設立を考える(2)―アジア太平洋地域における人権機構設立への動き」、『部落解放研究』43、1985年3月。久保田洋「アジア人権センターの設立を考える(3)―アジア太平洋地域における人権機構設立への動き―特にその最新の動き」、『部落解放研究』45、1985年7月。
- 15 久保田洋「国連人権委員会と市民・民間団体―国際化が期待される日本の市民・民間団体」、『自由と正義』35巻6号、1984年5月、76、78頁。尚、日弁連の戸塚悦朗弁護士と国連との関わりについては、本誌所載の西岡論文を別途参照されたいが、「戸塚さんの知恵袋が久保田さんであった」というから(『国連・NGO実践ハンドブック』岩波ブックレットNO.293、1993年、36頁)、久保田は日弁連と部落解放同盟の双方に大きな影響力を持ったことになる。
- 16 友永健三「国連と部落問題―歴史・現状・課題」、『部落解放研究』155、2003年12月、11頁。
- 17 久保田は「反差別国際運動」の「創設にも尽力し、その英文機関誌“Peoples”創刊号の編集に携わった」ともいう。山崎公士「書評 久保田洋著『入門国際人権法』」、『部落解放研究』77、1990年12月、123頁。
- 18 上杉佐一郎「「反差別国際運動」結成の意義と課題」、『進歩と改革』9、1988年9月、5-6頁。
- 19 久保田のこの部分に関する発言の数字は、時の経過と共に微妙に変化しているが、論旨自体は変わっていない。例えば、久保田は1983年当初は「国連NGOが現在八〇〇弱もありながら、本部が日本にあるものは皆無である」と述べていたが(本稿42頁下線部)、同年12月10日の大阪での講演では、次のように述べていた。「日本のNGOは人権の分野での国際化の重要性を真に理解し始めたばかりでしかありません。このことは、経済社会理事会との協議資格がある六百九十二の非政府国際機構(NGO)のうち、わずか二つが日本に本部をおくものであるという例から明らかであります。」(久保田洋「国連の人権擁護活動と日本の役割」、『部落解放』211、1984年3月、48頁)
更に半年後には、久保田の発言は次のように変わる。「経済社会理事会との協議資格のある世界の六九二の非政府国際機構のうち、僅か六つが日本に本部を置くものである」(久保田洋「国連人権委員会と市民・民間団体―国際化が期待される日本の市民・民間団体」、『自由と正義』35巻6号、1984年5月、78頁)
尚、1986年に刊行された久保田の『実践国際人権法』では、「国連の経済社会理事会との協議資格をもつ「国連NGO」七六〇団体のうち、日本に本部をもつものは、いまだ五つである」(久保田洋『実践国際人権法』三省堂、202頁)とあり、ここで引用した上杉の発言は、本書に依拠していると思われる。
- 20 この「アジアにおける人権センター」は1994年7月、「財団法人アジア・太平洋人権情報センター」(略称「ヒューライツ大阪」)として、大阪に設立された。
- 21 友永健三「国連人権センターの優れた実務家、研究者、活動家 久保田洋氏の訃報に接して」、『部落解放』299、1989年10月、107頁。
- 22 『国連・NGO実践ハンドブック』岩波ブックレットNO.293、1993年、28頁。
- 23 資料「「反差別国際運動」設立趣意書」、『部落解放』276、1988年4月、36-37頁。
- 24 本年(2019年)は、世界初のこの記念すべき歴史から丁度100年目を迎える。これを記念して2月19日、「人種差別撤廃100周年記念国民集会」が憲政記念館で開催されたが、小堀桂一郎氏が「人種差別撤廃提案の記憶と現在」と題して、この集会の様相を紹介した(2月25日付産経新聞「正論」欄)程度で、現在の論壇でも殆ど無視されている。
- 25 久保田洋「反差別国際運動に期待する―新しい時代を拓くNGO」、『ヒューマンライツ』10、1989年1月、21-22頁。同様の趣旨は、久保田の遺著でも繰り返されている(久保田洋『人間の顔をした国際学』日本評論社、1990年、122-123頁)。
- 26 上杉佐一郎「一切の差別の撤廃と人権確立のために」、『部落解放』276、1988年4月、10頁。
- 27 「役員および事務局」、『部落解放』276、1988年4月、42頁。
- 28 成沢栄寿「「反差別国際運動」の国連NGO登録を阻止する要請代表団に参加して」、『部落』41(3)、1989年3月、52-53頁。尚、「反差別国際運動」の事務所は、解放同盟の事務所と同一の建物(松本治一郎記念会館)に置かれていた。
- 29 成沢栄寿・馬原鉄男・松井芳郎「シンポジウム「反差別国際運動」の成立と「解同」の国際運動」、『部落問題研究』98、1989年4月、94-95頁。

- 30 註2を参照。全国部落解放運動連合会（全解連）は2004年4月、「部落問題は基本的に解決した」として運動終結を宣言、改組して「全国地域人権運動総連合」（「全国人権連」）となり、現在に至る。
- 31 友永健三「国連登録NGOにむけて大きく前進した「反差別国際運動」、『部落解放』291、1989年3月、90-91頁。
- 32 同上、94頁。
- 33 成沢栄寿「「反差別国際運動」の国連NGO登録を阻止する要請代表団に参加して」、『部落』41(3)、1989年3月、58-59頁、61頁。
- 34 引用文中にある《「反差別国際運動」の主体である「解同」が暴力主義団体である事実》、《「解同」が暴力的「確認・糾弾」を今後も続けていくと公言してはばからないこと》については、多少の説明が必要だろう。ここにある「確認・糾弾」は、《我々に対し機多及び特殊部落民等の言行によって侮辱の意思を表示した時は徹底的糾弾を為す》という全国水平社結成時の決議に依拠した、解放同盟側の闘争方針を示すものだが、時にはその糾弾闘争は過激に走り、過去に何度も暴力沙汰を惹き起してきた歴史がある。そうしたことから、全解連側は解放同盟の主張する「糾弾」は暴力であると一貫して主張し続けており、《「解同」が暴力主義団体である事実》という発言は、全解連側のそうした立場からなされている（高木正幸『新・同和問題と同和団体』土曜美術社、1987、38～40頁を参照）。
- 35 成沢は、国連と接触して得た「感触」について、次のように述べている。
《治安がよい日本でなぜ「解同」の暴力、無法が横行するのか、地方自治体がなぜ「解同」に巨額の補助金を出すのかなど、その原因を説明し切るとはかなりむずかしかった。しかし、「反差別国際運動」が設立して一年にしかならないこと、それ以前から活動していると言っているのは「解同」のことであって「反差別国際運動」ではないことは容易にわかってもらえることだったし、「反差別国際運動」の主体「解同」が暴力主義の団体である事実、「解同」の運動資金、したがって「反差別国際運動」のそれが多くは自治体の補助金でまかなわれている事実なども理解してもらうのにさほど困難はなかった。各国代表部は暴力主義に反対し、財政の自立の必要性を強調した。代表団は、…「反差別国際運動」を国連NGOとして認可することはできない、少なくともその資格がきわめて疑わしいと、多くの代表部が判断したとの感触を得た。》（成沢栄寿「「反差別国際運動」と「解同」の新たな策動—国連NGO登録は受理されなかった」、『文化評論』341、1989年7月、239頁）
- 36 「「反差別国際運動」新役員・顧問」、『部落解放』309、1990年5月、60頁。
- 37 友永健三「反差別国際運動・シンポジウム報告 明らかにになった開発援助の方向」、『ヒューマンライツ』26、1990年5月、5頁。
- 38 奥山峰夫「「反差別国際運動」の国連NGO登録 再び認められず」、『部落』43(3)、1991年3月、68-69頁。
- 39 同上、69頁。
- 40 但し、久保田洋はこの三種類の協議資格について、《その貢献度、知名度などによって、より上位に上がったものほど名誉なものと考えられる向きもあり、それぞれのNGOは、審査の時が来ると上位級への鞍替えを図るものも少なくない。現実の人権会議の運営を垣間見ただけでは、カテゴリーⅠ、Ⅱ、ロースター級ともにその差異は感ぜられない》としている（久保田洋『人間の顔をした国際学』日本評論社、1990年、121頁）。三種の資格は、しばしばランクを表すものと見做されていることは否定できないが、実質的な国連への働きかけの機能としては、それほどほどの差異があったとは思われない。

尚、経済社会理事会（ECOSOC）の1996年の決議（1996/31）により、現在はカテゴリーⅠは「総合協議資格」に、カテゴリーⅡは「特殊協議資格」に変更されている。それぞれの資格の相違については、以下の説明を参照されたい。

《総合協議資格（General Status）は、さまざまな国家で広範囲な社会分野を代表するNGOに与えられます。このようなNGOの活動分野は、ECOSOC及び補助機関のアジェンダに関する大部分の問題を含みます。このような資格をもつNGOは、広範囲な地理的範囲を包括して、かなり規模が大きく安定した基盤を持つ国際NGOである傾向があります。》

特殊協議資格（Special status）は、ECOSOCの一部の活動分野にのみ特別な能力と関心を有するNGOに与えられます。このようなNGOは、規模がより小さく、新しく設立されたものが多いです。

ロスター（Roster status）は、より狭い範囲そして/あるいは技術的な分野に重点を置きながら、

ECOSOCまたはその補助機関の活動の場合によって有用な貢献をするNGOに与えられます。》
 (「ECOSOCの協議資格に関するガイドブック」、Printed at the United Nations, New York 11-42007-September 2011-3,000 日本語版制作協力：世界平和女性連合(WFWP) インターナショナル(1997年よりECOSOCとの総合協議資格)／2012年9月 東京、33-34頁)

- 41 友永健三「さらなる発展をめざす「反差別国際運動」―国連NGO登録申請の継続審議決定をふまえて」、『部落解放』324、1991年4月、124-125頁。
- 42 友永健三「部落解放と反差別国際運動」、『ヒューマンライツ』38、1991年5月、30頁。
- 43 友永、前掲「さらなる発展をめざす「反差別国際運動」」、127頁。
- 44 友永、前掲「部落解放と反差別国際運動」、30頁。
- 45 《三地域ぐらゐに事務所を持っていること》が必要なら、もう一カ所海外事務所を開設する必要があったが、IMADRにはとてもその余力がなかった。従って、後述する「ラテンアメリカ委員会」や「アメリカ委員会」の設立によって、これに代えんとしたものと思われる。
- 46 友永健三「今こそ反差別国際運動の出番」、『ヒューマンライツ』58、1993年1月、16頁。
- 47 同上。
- 48 鈴木美恵子「反差別国際運動のNGO資格取得と今後の活動」、『労働運動研究』285、1993年7月、34頁。
- 49 「声明」1993年4月15日付、『部落』45(5)、1993年5月、94-95頁。
- 50 中川和行「新理事長のもと新たな飛躍へ」、『部落解放』401、1996年2月、86-88頁。
- 51 同上、90-91頁。
- 52 同上、89頁。「ジュネーブ事務所フルタイム一人」というのは、1996年に新たに着任した田中敦子のことか(それまでジュネーブ事務所にいたレベッカ・マーティンソンと交替?)。これまで東京事務所の専従事務局長だった藤岡(旧姓鈴木)美恵子は、事務局次長に昇格した。
- 53 池内尚郎「反差別国際運動十周年」、『部落解放』435、1998年3月、78-79頁。
- 54 久保田、前掲『人間の顔をした国際学』、125-126頁。
- 55 田中は2007年8月、36歳の若さで病没したが、友永は田中の生前の功績を次のように讃えている。
 《田中さんは、1995年に原田伴彦記念基金による国際人権人材養成事業に応募され、ジュネーブにおける国連や人権NGOの人権活動に接することとなりました。これが、1996年以降11年に及ぶIMADRジュネーブ代表としての活動につながりました。(中略) 田中さんの最大の功績は、日本の部落差別…を、国連・人種差別撤廃委員会や人権小委員会(現在の国連人権理事会諮問委員会的前身)等が取り上げるテーマにしたことです。(中略) ここまでこのテーマが取り上げられることとなった背景には、田中さんの粘り強い、かつ冷静な判断に基づく関係方面に対する効果的な働きかけがありました。私たちは、このことを絶対に忘れてはならないと思います。》(友永健三「田中・フォックス・敦子さんを偲ぶ」、IMADR創立25周年記念冊子『反差別国際運動の挑戦―世界の水平運動をめざして』反差別国際運動日本委員会(IMADR-JC)、2013、13頁。)
- 56 「反差別国際運動」が、その設立と同年に刊行したパンフレット『人ある限り人権を。』では、その「総論」で次のような歴史認識を披瀝している。
 《ナチスや日本軍によって行われた大量虐殺の背景には、強烈な差別意識と深刻な人権無視の風潮がありました。(中略) 国内において深刻な差別と人権侵害をしている国は、必ず周辺の国々に対して侵略戦争をしかけ、ついには世界の平和を脅かすことになる…。現に戦前のドイツや日本がそうでした》(部落解放研究所編『人ある限り人権を。―いま、人権は… 世界の差別、日本の差別』反差別国際運動(IMADR)、1988年、5頁)
 ナチスと日本を同一視するこうした歴史観は、日本政府の歴史認識とは相容れないことは明白である。
- 57 尤も、村山連立内閣(1994～1996)などでは、首相本人と歴史観が近かったためもあり、日本政府も「反差別歴史運動」に一定の理解を示したようである。《NGO登録を認められたときも、[国連で]第一回目の発言をしたときも、政府との関係は敵対的なものではなかった》、《村山富市さんを首相とする自社さ連立政権は、部落差別は世系の対象に入るとはっきり言ってくれたんです》*と、友永(現在IMADR顧問)は証言している。(友永健三・山崎鈴子・李嘉永・小森恵「座談会 国内の声を世界に、世界の声を国内に―反差別国際運動(IMADR)三〇周年記念、『部落解放』762、2018.9、17、19頁)

* 1995年に日本は人種差別撤廃条約に加入したが、加入に際し日本政府は、同条約第1条にある「人種差別」の定義の「世系」(descent)には部落問題は含まれない、として留保した。IMADRの現在の闘いの一つは、国連を利用して日本政府に不断の外圧をかけ、留保を取り下げさせ、人種差別撤廃条約の「世系」の対象に部落問題も含まれることを認めさせることにある。

58 解放同盟中央女性運動部長の山崎鈴子は、次のように言う。

《私はニューヨークに二回、ジュネーブに一回行きましたが、そこでIMADRの役割をすごく感じました。協議資格を持っていることの大きさというか、事前に女性差別撤廃委員会のメンバーがもっている問題意識を全部調査してくださっていて、あの委員の方には教育の問題がいいとか、DVの問題がいいとか、私たちにそういう情報を全部提供してくださって。そういうことが、日本政府に対する厳しい勧告として出てきたんだと思います。》(友永健三・山崎鈴子・李嘉永・小森恵「座談会 国内の声を世界に、世界の声を国内に—反差別国際運動(IMADR)三〇周年記念、『部落解放』762、2018.9、18頁)